

令和6年度

運輸安全マネジメントの公表



東京富士交通

当社は、
旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7の規定に基づき、
輸送の安全を確保するために社員一丸となって取り組み、
それを次の通り公表致します。

代表取締役 俵 徹

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
また、社内における安全に関する現場の声を真摯に受け止め、輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
そして、従業員一人一人が輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を持ち、全従業員が一丸となって、業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、絶えず輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報は積極的に社内外に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策等

輸送の安全に関する基本的な方針を実現させるための重点施策等は下記の通りです。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行うよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要に応じ是正措置、または予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

3. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

令和5年度安全目標及び達成状況

- ① 人身事故ゼロ ⇒ 0件達成
- ② 物損事故の半減 15件→7件 ⇒ 32件 達成できず(すべてが軽微な物損事故でした)
- ③ 飲酒運転ゼロの継続 ⇒ 達成
- ④ 省燃費運転と適切な運転操作 ⇒ 改善しつつあるがさらにレベルアップを目指す
- ⑤ 車庫内バック誘導の徹底で事故の撲滅

令和6年度の安全に関する目標は下記の通りです。

- ① 人身事故ゼロ
- ② 物損事故の大幅削減 32件 → 10件
- ③ 飲酒運転ゼロの継続
- ④ 省燃費運転と適切な運転操作
- ⑤ 車庫内バック誘導の徹底で事故の撲滅

4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令 104 号） 第 2 条に規定する事故に関する統計

1. 重大事故に関すること

令和 5 年度も重大事故は発生しませんでした

2. 行政処分

処分なし

3. 令和 5 年度に発生した事故の分類内訳

・有責事故	32件	・他責事故	3件	・人身事故	0件	・車内人身事故	0件
・物損事故	32件	・重大事故	0件				

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置令

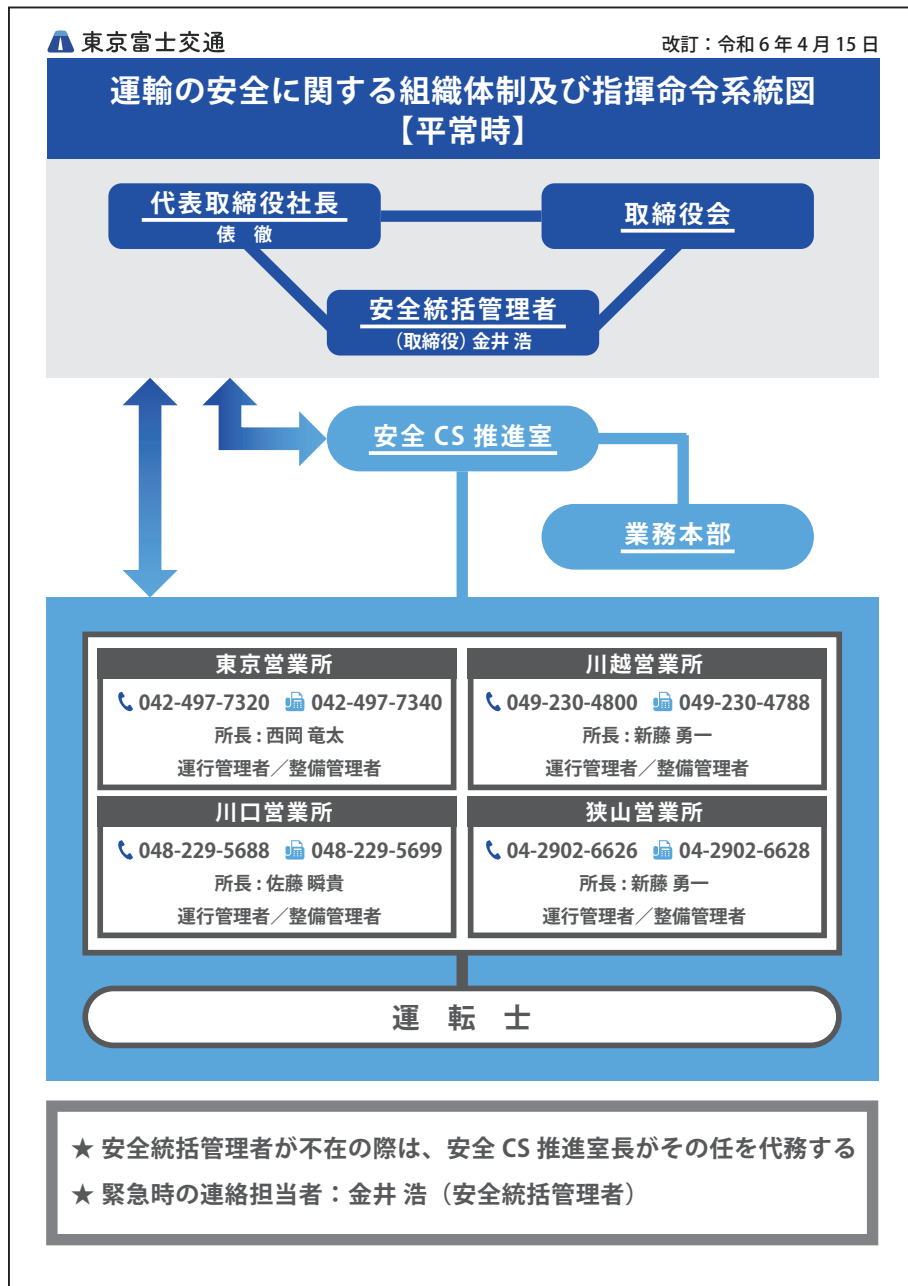
令和5年度 輸送の安全のために講じた措置

- ・ 乗務員への教育指導の回数をしっかりと維持し、安全のさらなる向上に努める。
- ・ with コロナの戻りつつある日常に向けて情報の発信、共有を行います。
- ・ 安全、安心、おもてなしの心遣いの運行を全社一丸となり進めます。
- ・ 内部監査の体制のさらなる強化をし、安全運行の意識を高める。

令和6年度 輸送の安全のために講じようとする措置

- ・ 乗務員への教育指導の回数をしっかりと維持し、安全のさらなる向上に努める。
- ・ 安全、安心、おもてなしの心遣いで感動して頂ける運行を全社一丸となり進めます。
- ・ 内部監査の体制のさらなる強化をし、安全運行の意識を高める。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

ヒヤリハット情報を集めてドライブレコーダー映像を活用した乗務員研修を行い、チェーン講習会、事故災害訓練など、定期的な乗務員教育に加えて、安全に繋げる教育を実施しています。

初任運転者に対して行う 20 時間の実技指導については、十分に経験のある指導員を添乗させ、既存のすべてのルート为数週間に渡り、丁寧に経験させています。

使用する大型・中型・小型それぞれについて経験させ、既存ルート以外の必要と思われる環境についても指導しています。選任後も、定期的にヒアリングをし、経験値を高めています。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果、並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社は、運輸安全マネジメントの実施状況を点検するため、輸送の安全に関する内部監査を年1回実施しています。令和6年度の実施状況は以下の通りです。

[実施期間] 令和6年3月

[監査対象] 社長・安全統括管理者・安全CS推進室・本社営業所（乗合バス部、及び貸切バス部）
・川越営業所（貸切バス部）・川口営業所（貸切バス部）

[監査結果] 大きな指摘事項はありませんでしたが、下記事項に関し指摘がありましたので、それに基づき今後の取り組みとして実施してまいります。

軽微なヒヤリハット事例や軽微な自損事故をただ開示するだけでなく、事故防止する為の分析をしっかりと行い、改善策をより具体的に検証し、共有し、全乗務員にわかりやすく波及させる。必要に応じて、マニュアル等を作成し、蓄積していく。

9. 安全管理規程

別紙参照

東京富士交通株式会社 安全管理規程
(<https://www.nightliner.jp/html/anzenkitei>)

10. 安全統括管理者に係る情報

氏名 金井 浩

役職 取締役兼統括所長